

一管区水路通報第3号

平成29年1月20日

第一管区海上保安本部

| | | | |
|------|-------|----------|----------|
| 第23項 | 北海道南岸 | 函館港 | 航泊禁止 |
| 第24項 | 北海道南岸 | 函館港 | 小型船舶操縦訓練 |
| 第25項 | 北海道南岸 | 函館港 | 小型船舶操縦訓練 |
| 第26項 | 北海道南岸 | 襟裳岬西方 | 射撃訓練 |
| 第27項 | 北海道南岸 | えりも港北西方 | 灯台光達距離変更 |
| 第28項 | 北海道南岸 | えりも港南南東方 | 灯台光達距離変更 |
| 第29項 | 北海道南岸 | 釧路港南方 | 照明弾発射訓練 |
| 第30項 | 北海道南岸 | 釧路港南方 | 火工品投下訓練 |
| 第31項 | 北海道南岸 | | 海洋調査等 |
| 第32項 | 北海道北岸 | オホーツク海 | 海氷観測 |
| 第33項 | 北海道西岸 | 留萌港 | 救難訓練 |
| 第34項 | 北海道西岸 | 小樽港 | 小型船舶操縦訓練 |

※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

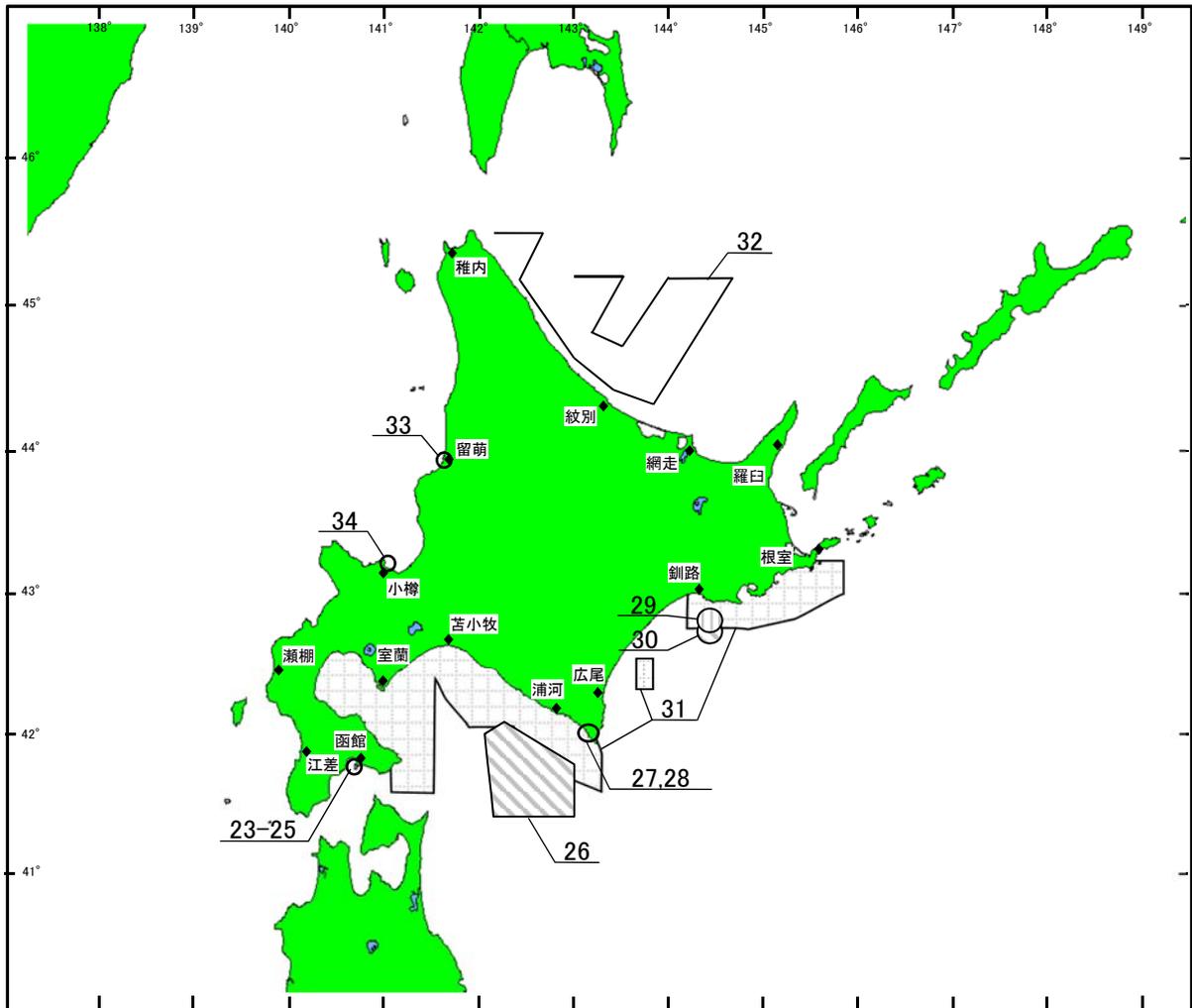
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



事項別索引

| | | |
|---------|-------|----------------------|
| 訓練・試験関係 | ----- | 24、25、26、29、30、33、34 |
| 航路標識関係 | ----- | 27、28 |
| 海洋調査関係 | ----- | 31、32 |
| 制限・禁止関係 | ----- | 23 |

29年23項 北海道南岸 - 函館港、第1区 航泊禁止

下記区域は、花火大会の実施に伴い一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成29年2月8日～12日 1800～2100

区 域 41-46-18.3N 140-43-11.0E
を中心とする半径100mの円内

備 考 警戒船配備

海 図 W 6

出 所 函館港長公示第1号(平成29年1月12日)



29年24項 北海道南岸 - 函館港、第2区、第3区及び第6区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成29年2月4日～17日 0900～日没

区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 41-47-36.5N 140-42-03.6E

(2) 41-47-37.9N 140-42-22.4E

(3) 41-47-00.6N 140-42-56.1E

(4) 41-46-55.5N 140-42-24.0E

2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(5) 41-47-37.0N 140-41-50.6E

(6) 41-47-38.1N 140-41-58.3E

(7) 41-47-10.7N 140-42-03.6E

(8) 41-47-10.0N 140-41-50.9E

3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(9) 41-47-01.7N 140-41-46.9E

(10) 41-47-03.3N 140-42-04.2E

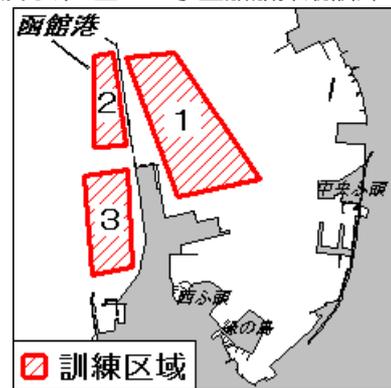
(11) 41-46-34.7N 140-42-06.0E

(12) 41-46-32.2N 140-41-50.0E

備 考 訓練中、各区域内に赤色浮標3基(50m間隔)設置

海 図 W 6

出 所 函館港長



29年25項 北海道南岸 - 函館港、第3区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成29年2月5日～19日 0830～1630

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 41-47-40.8N 140-42-00.0E (岸線上)

(2) 41-47-42.2N 140-41-59.6E

(3) 41-47-40.6N 140-42-23.5E

(4) 41-47-11.6N 140-42-30.6E

(5) 41-47-08.8N 140-42-06.2E (岸線上)

備 考 訓練中、赤色浮標3基(50m間隔)設置

海 図 W 6

出 所 函館港長



29年26項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 平成29年2月1日～28日（土、日曜日及び祝日を除く）
0800～1700

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 41-43-09N 142-59-46E
- (2) 41-20-10N 142-59-46E
- (3) 41-20-10N 142-07-47E
- (4) 41-59-09N 142-03-47E
- (5) 42-04-09N 142-16-46E

海 図 W1030 - JP1030

出 所 防衛省防衛政策局



29年27項 北海道南岸 - えりも港北西方 灯台光達距離変更

一管区水路通報28年41号798項削除

笛舞港西防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 42-02.7N 143-06.0E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W1030 - JP1030

参照書誌 411 0117番

出 所 第一管区海上保安本部交通部



29年28項 北海道南岸 - えりも港南南東方 灯台光達距離変更

一管区水路通報28年41号799項削除

歌別港西防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 41-59.6N 143-09.5E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W1030 - JP1030

参照書誌 411 0119.2番

出 所 第一管区海上保安本部交通部



29年29項 北海道南岸 - 釧路港南方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 平成29年1月23日 1300～1500

区 域 42-48N 144-22E

を中心とする半径5海里の円内

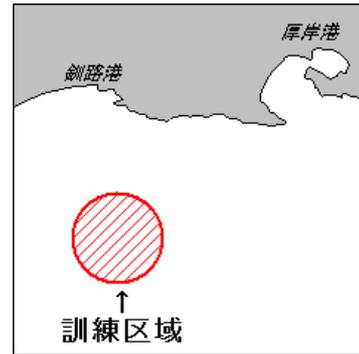
海 図 W26

出 所 釧路海上保安部



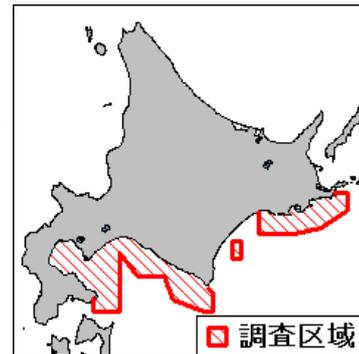
29年30項 北海道南岸 - 釧路港南方 火工品投下訓練

下記区域で、航空機による火工品投下訓練が実施される。
 期 間 平成29年2月1日～28日（土、日曜日及び祝日を除く）
 0830～1715
 区 域 42-43.4N 144-22.4E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 発炎筒及びマリンマーカ－を投下
 海 図 W 2 6
 出 所 釧路航空基地



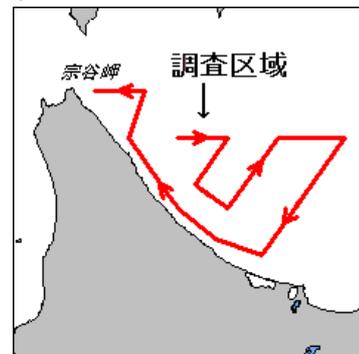
29年31項 北海道南岸 - 海洋調査等

下記区域で、調査船「第三開洋丸(495t)」による海洋調査及び水産資源調査が実施される。
 期 間 平成29年2月9日～24日
 区 域 1 下記11地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 41-55N 143-15E (岸線上)
 (2) 41-50N 143-20E
 (3) 41-35N 143-20E
 (4) 41-35N 143-10E
 (5) 41-45N 142-35E
 (6) 42-05N 142-25E
 (7) 42-05N 141-55E
 (8) 42-25N 141-35E
 (9) 41-35N 141-35E
 (10) 41-35N 141-05E
 (11) 41-47N 141-06E (岸線上)
 2 下記経緯度線により囲まれる区域
 (12) 42-20N (14) 143-40E
 (13) 42-35N (15) 143-50E
 3 下記7地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (16) 43-15N 145-34E (岸線上)
 (17) 43-15N 145-50E
 (18) 43-00N 145-50E
 (19) 42-45N 145-20E
 (20) 42-40N 144-50E
 (21) 42-40N 144-10E
 (22) 42-59N 144-10E (岸線上)
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 えい網作業(えい網長 500m)を伴う
 海 図 W 3 4 - W 4 3
 出 所 北海道区水産研究所



29年32項 北海道北岸 - オホーツク海 海水観測

下記区域で、巡視船による海水観測が実施される。
 期 間 平成29年2月10日～16日
 区 域 下記12地点を結ぶ線上付近
 (1) 45-10N 143-00E (7) 44-20N 143-50E
 (2) 45-10N 143-30E (8) 44-27N 143-23E
 (3) 44-50N 143-10E (9) 44-40N 143-00E
 (4) 44-40N 143-30E (10) 45-10N 142-30E
 (5) 45-10N 144-00E (11) 45-30N 142-40E
 (6) 45-10N 144-40E (12) 45-30N 142-10E
 備 考 観測中、白紅白の燕尾旗掲揚
 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W 3 7
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部

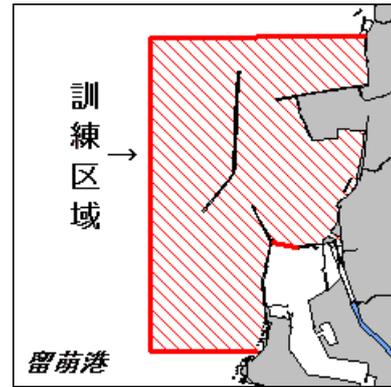


29年33項 北海道西岸 - 留萌港、第4区 救難訓練

下記区域で、巡視船艇による救難訓練が実施される。

- 期 間 平成29年1月30日 1700～2000
- 区 域 下記(1)～(4)及び(5)、(6)を結ぶ線及び海岸線により
囲まれる区域
- (1) 43-56-52.8N 141-37-48.5E (岸線上)
 - (2) 43-56-52.8N 141-36-53.5E
 - (3) 43-58-51.2N 141-36-53.5E
 - (4) 43-58-51.2N 141-38-45.0E (岸線上)
 - (5) 43-57-32.2N 141-38-09.7E (岸線上)
 - (6) 43-57-34.0N 141-37-56.7E (岸線上)

備 考 警戒船配備
海 図 W1046
出 所 留萌海上保安部



29年34項 北海道西岸 - 小樽港、第1区及び第2区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成29年2月4日、5日、11日、12日、25日、26日
0900～1600

- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 43-11-42.5N 141-01-19.7E
 - (2) 43-11-49.2N 141-01-25.4E
 - (3) 43-11-25.0N 141-01-42.7E
 - (4) 43-11-21.3N 141-01-38.5E
- 2 下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (5) 43-12-07.5N 141-00-07.7E (岸線上)
 - (6) 43-12-06.8N 141-00-12.1E (岸線上)
- 3 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (7) 43-11-08.4N 141-01-48.5E (岸線上)
 - (8) 43-11-04.0N 141-01-45.6E
 - (9) 43-11-07.1N 141-01-37.8E
 - (10) 43-11-11.5N 141-01-40.7E (岸線上)

海 図 W5 - J P 5
出 所 小樽港長

